

非常変災その他緊急事態に伴う臨時休業について(要保存)

平素は、本校教育活動に格段のご協力とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、気象警報発表時、ならびに非常変災時の措置として下記の通りとしますので、保存版としてお取り扱いいただきますようお願いいたします。
なお、気象状況等により、臨時に緊急下校を行う可能性がありますので、特に台風接近等が予めわかっているときなどは、帰宅先などをお子様に知らせていただきますよう、お願いいたします。

記

(1) 気象に関して、本学区が対象となる場合、次のように対応します。

本学区:「滋賀県全域」「近江南部」「大津市南部」がそれに当たります。

当日午前7時の時点で

「特別警報」・「暴風を含む警報」が発令中の場合**臨時休業となります。**

(テレビには、『臨時休業』のテロップは出ません。学校からの発信も原則しません)

当日午前7時以降で、

**確実に「特別警報」「暴風を含む警報」の発表が見込める場合
事前に臨時休業を判断することがあります。**

(tetoruで発信します)

当日午前7時の前後の時間帯に、上記の警報が発令がなく、下のような発令がある場合

**「大雨警報」「洪水警報」「大雪警報」「土砂災害警戒情報」「避難情報」
臨時休業または始業時刻の繰り下げを行う場合があります。**

(tetoruで発信します)

気象警報等により公共交通機関が運転を見合わせた場合など、児童の安全指導確保の観点から、始業時刻の繰り下げ等を行う場合があります。

(tetoruで発信します)

(2) 地震に関して、次のように対応します。

前日(児童下校後)から当日の午前7時までの間に

「大津市」において「震度5弱以上」を観測した場合**臨時休校とします。**

ただし、安全が確保できると判断した時は平常通りとする場合もあります

(できる限りtetoruで発信します)

(3) 武力攻撃事態等に関して、次のように対応します。

前日(児童下校後)から当日の午前7時までの間に

「大津市」を含む地域に「武力攻撃事態等による警報」の伝達があった場合**臨時休校とします。**

ただし、安全が確保できると判断した時は平常通りとする場合もあります

(できる限りtetoruで発信します)

(4) 集中豪雨や雷に関して、次のように対応します。

下校時刻前に

「雷警報」や「雷鳴」、「雷雨」「集中豪雨」の接近を確認した場合**下校時刻を変更する判断をします。**

「雷鳴」が聞こえている間は学校待機とします。長引く場合は、引き渡しを行うこともあります。

(tetoruで発信します)

(5) 熱中症警戒情報に関して、次のように対応します。

滋賀県に(14時頃翌日の情報が発表)

熱中症特別警戒アラートが発表された場合**その翌日を臨時休校とします。**

課業中は熱中症指数に合わせて活動場所や活動制限等を行います。

(tetoruで発信します)

(6) その他

臨時休業明けの登校は、特別の連絡をしない限り、時間割通りの学習準備をお願いいたします。
非常変災時の場合、通信機器等の状況次第で学校からの連絡ができない場合も考えられます。
まとめて記述した体裁にしていますが、昨年度からの変更はありません。